

## 信州・気候変動モニタリングネットワーク運営要領

### 1 目的

信州・気候変動モニタリングネットワーク設置要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、信州・気候変動モニタリングネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）の事業内容を定める。

### 2 ネットワーク参加機関からのデータ収集

ネットワークに参加する機関が所有する観測データのうち、ネットワークの設置目的に沿って収集されたデータはデータベースとして整備し管理する。

ネットワーク参加機関からのデータ収集頻度は、基本的には各機関のデータ取得方法に依存するが、年に1回以上とする。

### 3 データベースの構築

データベースの構築については、運営協議会（以下、「協議会」という。）で定める。

### 4 データ提供機関によるデータ利用規定の作成

データ提供機関は、自ら提供したデータの他者による利用に際して制約を設ける必要がある場合は、提供機関毎に利用規定を設けることとする。

### 5 データベースの利用

ネットワークがデータベースを利用する場合、データ提供者が示す利用規定がある場合はそれを優先し従うこととする。その他、データベースの利用については、協議会で示す指針にそって利用することとする。

### 6 データの管理と公開

データベースとして管理された情報の中で、ネットワーク参加機関間のみで共有することが可能なデータと一般に公開することが可能なデータを区分する。データの公開については、データ取得機関の意向及び法律・条例等に沿うこととする。

### 7 データの解析と提供

本ネットワークは、データベースを利用して、定期的に気候変動及びその影響に関する解析を行い、その結果を一般に提供することとする。

### 8 その他、必要な事項

その他、ネットワークの設置目的にとって必要な事項については協議会で検討し、軽微な事項を除き、ネットワーク参加機関等に提示し了解を得ることとする。

## 附 則

この要領は、平成26年11月6日から適用する。